



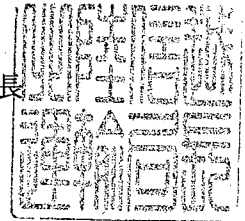
公 示

北陸信越運輸局公示第79号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）について下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和2年1月10日

北陸信越運輸局長



記

1. 認定番号及び認定日
北信技技第438号 令和2年1月10日
2. 対象となる自動車
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）
3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準 第2条第1項	（幅）	〔002〕
第10条	（操縦装置）	〔010〕
【操縦装置の配置に限る】		
第12条	（制動装置）	〔068〕
【ABS 装備要件に限る】		
第13条	（連結時の制動性能）	〔077〕
第41条第3項	（方向指示器）	〔039〕
【最外側からの取付位置に限る】		
第41条の3第3項	（非常点滅表示灯）	〔041〕
【最外側からの取付位置に限る】		
4. 条件及び制限
 - (1) 保安基準第2条第1項（幅）の緩和を要する自動車
 - ① 農耕トラクタの後面及び運転者席には、幅を表示すること。〔181〕
 - ② 道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。〔184〕
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。〔185〕
 - ④ 農耕トラクタの運転者席には、農耕作業用トレーラの幅を表示すること。〔182〕
〔幅の緩和を必要とする農耕作業用トレーラをけん引する場合に限る。〕
 - (2) 保安基準第12条（制動装置）及び第13条（連結時の制動性能）の緩和を要する自動車
 - ① 運行速度は、15キロメートル毎時以下とすること。〔052〕
 - ② 農耕トラクタの後面及び運転者席には、けん引時の制限速度を表示すること。〔188〕
 - ③ 運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。〔185〕
5. その他
 - (1) 大型特殊自動車にあつては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（単体）一括緩和」〔095〕の記載を行うものとする。